

I はじめに

英米の訴訟法研究者は、**adversarial** か **inquisitorial** か、というパラダイムで訴訟法を語ることを好む。この 2 つの概念は厳密な定義を持たないが、一般には次のように理解される。**adversarial** は、①訴訟の開始、終了を当事者が決定することができ、②法廷に提出する事実や証拠を当事者が決定することができ、③証拠の提示の仕方や順序を当事者が決定することができる、という 3 つの特徴を有している。それに対して、**inquisitorial** は、これら 3 つの局面について裁判所が終局的な権限と責任を負うという体制を指す。

英米の訴訟法研究者は、英米の民事訴訟は **adversarial** であり、日本の民事訴訟は **inquisitorial** であるという。審理の順序や証拠の採否についての裁判所の裁量が大きいこと、証人尋問の順序の決定を裁判所が主導すること、裁判所は釈明権の行使を通じて、事実や証拠の提示をコントロールしようとするに鑑みると、日本の手続は **inquisitorial** に見え、ややネガティブな評価を込めながらいうのである。

他方、日本の法律家は、日本の民事訴訟を、当事者の手続権を十分に保障するものであると積極的に評価してきたように思われるが、近時は異なる議論が目立つようになっていく。弁護士数の増加が予想される以上、従前の積極的な裁判官像を変更する時期に来ているのではないかというのである。英米の民事訴訟への接近を是とする議論であるが、かかる議論を評価する前提としては、まず英米の民事訴訟を知ることが欠かせない。

II 英米の民事訴訟の淵源

英米の民事訴訟はコモンローとエクイティという 2 つの淵源を持つ。コモンロー裁判所における手続は、①陪審による事実認定、②厳格なプリーディング、③ディスカバリの不在、④裁判官の受動性という特徴を有する。素人たる陪審の前に複雑な争点を提示することはできないという理由で、②が要請され、②で争点が縮減される以上は③で足り、裁判官は、陪審の専権事項たる事実認定に介入するべきではないし、介入する気もないということから④がもたらされた、という構図である。

他方、エクイティ裁判所における手続は、①陪審による事実認定の不在、②争点縮減よりも事実の提示を重視したプリーディング、③ディスカバリの存在、④マスターによる積極的な事実調査という特徴を有していた。そもそもローマ＝カノン法の影響を色濃く受けていたという点で、コモンローとは出発点が異なるわけであるが、エクイティの伝統は、英米における民事訴訟の **stereotype** とは全く異なるイメージを我々に提示する。

III イングランドにおけるその後の動向

19 世紀に入ると、コモンローとエクイティの手続はそれぞれ問題点を指摘され、また、両裁判所の峻別それ自体も厳しい批判に晒された。その結果、両裁判所は統合され、その

一環として手続も統合された。統一後の手続はプリトリアルに関してはエクイティの規律を、トリアルに関してはコモンローの規律を採用するものであった。

もともと、イングランドはその後にも訴訟遅滞と費用の高額化という問題に恒常的に晒され、この問題に対応するための法改正も頻繁になされた。その現時点での到達点が1999年の民事訴訟規則である。これは、既存の問題は **adversary system** に起因するという診断の下、手続の標準化や裁判官による事件管理によって、弁護士への行動に枠をはめるということを企図したものである。

IV アメリカにおけるその後の動向

アメリカにおいても19世紀には、各州の法典化運動という形でコモンローとエクイティの統合がなされたが、その後はプリーディングに関する規律を縮減し、情報収集と争点整理の機能をディスカバリに委ねるという方向に進んだ。その到達点が連邦民事訴訟規則の制定であるが、ディスカバリの拡大は、その濫用に対する対応として、裁判所による積極的な事件管理を要請した。

V 比較

以上のように、今日では、英米双方において裁判所は積極的な事件管理を期待されており、**adversarial** の純粹形からは離れている。その意味で、日本の民事訴訟と英米の民事訴訟は接近しているが、なお違いがある。英米の裁判所の積極性は手続進行の計画策定と計画不遵守に対する制裁に重点を置くのに対して、日本の裁判所の積極性は、真実発見に重点を置くのである。かかる違いの原因特定は困難であるが、英米は「真実は藪の中」という諦念から手続的正義に純化するのに対し、日本は、裁判所の努力によって真実に到達し得るという希望を捨てきれない、という訴訟観の違いが背景にあるようにも思われる。そうだとすれば根が深い問題であり、日本の民事訴訟の英米への接近を論じる際にも慎重さが要求されよう。